

第 3 2 号議案

福井県立高等学校入学料等徴収条例等の一部改正について

別紙のとおり、福井県立高等学校入学料等徴収条例（昭和 4 7 年福井県条例第 6 号）および福井県立高等学校の入学料および授業料の減免に関する規則の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、授業料に関する規定を改正するとともに、福井県立中学校の設置に伴い入学審査料を新設したいので、この案を提出する。

福井県立高等学校入学料等徴収条例等の一部改正

1 改正概要

- (1) 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が一部改正により、高校授業料無償化の見直しとして就学支援金制度へ移行し、所得制限を導入することに伴い、本条例および規則について所要の改正を行う。

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正について

平成22年4月から実施している高校授業料無償化について、現行の授業料不徴収制度から就学支援金制度（現在私立高校を対象に行っている制度）に改め、なおかつ、高所得世帯の生徒については就学支援金の支給対象外とする所得制限を導入する。また、当該所得制限で捻出された財源を私立高校生への就学支援金の加算、低所得者層を対象にした奨学給付金制度の創設等に充てる。平成26年4月1日から施行。（同年4月に入学する生徒から適用）

〔高校授業料無償化の現行制度〕

①対象となる学校

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校、各種学校（省令指定）

②公立高等学校に係る措置

授業料を一律に不徴収。

③私立高等学校等に係る措置

私立高等学校等の生徒に対し、就学支援金を支給する。（授業料について一定額を助成）

〔改正後の制度〕

①公立高等学校、私立高等学校の生徒に対し就学支援金を支給する。

* 公立高校は、授業料を「徴収しない」から「徴収する」に改めた上で、新たに就学支援金を支給することで無償化を継続。

②所得制限の導入により、上記②、③ともに対象を市町村民税所得割額304,200円（年収910万円程度）未満の世帯に限定し、所得基準以上の層については就学支援金の支給を打ち切る。

③公私間格差の是正のため、私立高校生への就学支援金を所得に応じて1.5倍～2.5倍加算。

○福井県立高等学校入学料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）

県立高等学校の入学料、授業料（専攻科のみ）、入学審査料等の徴収に関し、必要な事項（入学料等の額、納入、免除等）を定めている。

○福井県立高等学校の入学料および授業料の減免に関する規則（昭和47年福井県教育委員会規則第5号の2）

県立高等学校の入学料、授業料の減免に関し、必要な事項を定めている。

- (2) 県立中学校設置に伴う入学審査料を新設。

2 改正内容

- (1) 授業料に関する規定（授業料の額、納入、減免等）について、全日制、定時制および通信制に係る内容を加える。
- (2) 県立中学校入学審査料の額は、2,200円とする。

3 施行日

平成26年4月1日

施行日前から在学する生徒については、従前の制度（不徴収）を適用する旨の経過措置を設ける。

福井県立高等学校入学料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表
 福井県立高等学校入学料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）

改正案

福井県立高等学校等授業料等徴収条例

（趣旨）

第一条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料ならびに福井県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の額）

第二条 県立高等学校の授業料の額は、次のとおりとする。

区分	授業料
全日制	年額 一一八、八〇〇円
定時制	一教科一単位につき 一、六二〇円
専攻科	年額 一一八、八〇〇円
通信制	一教科一単位につき 三五〇円

第三条 県立高等学校の入学料および入学審査料の額は、次のとおりとする。

区分	入学料	入学審査料
全日制	五、六五〇円	第一次募集の場合 二、二〇〇円 その他の場合 一、五〇〇円
定時制	二、一〇〇円	
専攻科	五、六五〇円	
通信制	五〇〇円	

現行

福井県立高等学校入学料等徴収条例

（趣旨）

第一条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の入学料、授業料（専攻科に係るものに限る）、入学審査料、聴講料および聴講審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入学料等の額）

第二条 県立高等学校の入学料および入学審査料の額は、次のとおりとする。

区分	入学料	入学審査料
全日制	五、六五〇円	第一次募集の場合 二、二〇〇円 その他の場合 一、五〇〇円
定時制	二、一〇〇円	
専攻科	五、六五〇円	
通信制	五〇〇円	

第三条 県立高等学校の専攻科の授業料の額は、年額十一万八千八百円とする。

改正案

現行

2| 県立中学校の入学審査料の額は、二千二百円とする。

第四条 第六条第一項の聴講料の額は一教科一単位に相当する時間につき八百四十円とし、同条第二項の聴講審査料の額は同条第一項の規定による許可の申請一回につき千五百円とする。

(授業料等の納入)

第五条 県立高等学校の全日制の課程または専攻科に在学する者は、授業料の年額の十二分の一に相当する額を毎月二十五日（卒業の日の属する月については当該月の前月の二十五日）までに納入しなければならない。

2| 県立高等学校の定時制または通信制の課程に在学する者は、前期（四月一日から九月三十日までをいう。）に受講する教科科目に係る授業料にあつては当該授業料の二分の一に相当する額を四月二十五日および七月二十五日までに、後期（十月一日から翌年三月三十一日までをいう。）に受講する教科科目に係る授業料にあつては当該授業料の二分の一に相当する額を十月二十五日および翌年一月二十五日までに納入しなければならない。

3| 前二項に規定する納入期限が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日を納入期限とする。

4| 第一項および第二項の規定にかかわらず、県立高等学校に在学する者は、その学年に係る授業料の全部または一部を前納することができる。

5| 県立高等学校に入学を許可された者は、当該許可の日から十日以内に

第四条 第六条第一項の聴講料の額は一教科一単位に相当する時間につき八百四十円とし、同条第二項の聴講審査料の額は同条第一項の規定による許可の申請一回につき千五百円とする。

(入学料等の納入)

第五条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該許可の日から十日以内に入学料を福井県証紙により納入しなければならない。

2| 県立高等学校の専攻科に在学する者は、授業料の年額の十二分の一に相当する額（次項において「月割額」という。）を毎月の十日（四月については四月十五日、卒業の日の属する月については当該月の前月の十日）（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日でない日）までに納入しなければならない。

3| 前項の規定にかかわらず、県立高等学校の専攻科に在学する者は、月割額の十二分または数月分をまとめて前納することができる。

4| 県立高等学校の入学者を選抜するための審査を受けようとする者は、入学願書を学校長に提出する際に入学審査料を福井県証紙により納入しなければならない。

改正案

入学科を福井県証紙により納入しなければならない。

6 県立高等学校または県立中学校の入学者を選抜するための審査を受けようとする者は、入学願書を学校長に提出する際に入学審査料を福井県証紙により納入しなければならない。

第五条の二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第十四条第三項の規定により読み替えて適用する同法第七條の規定により知事が同法第五条第一項に規定する受給権者に支給すべき同法第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てたときは、当該受給権者の授業料のうち当該就学支援金の支給額に相当する額が前条第一項から第三項までに規定する納入期限までに納入されたものとみなす。

第六条 県立高等学校の定時制または通信制の課程の教科科目の聴講を許可された者は、当該許可の日から十日以内に聴講料を納入しなければならない。

2 県立高等学校の定時制または通信制の課程の教科科目を聴講しようとする者は、当該聴講の許可を申請する際に聴講審査料を福井県証紙により納入しなければならない。

（授業料を納入しない場合の措置）

第七条 教育委員会は、授業料を納入しない者に対して退学を命ずることができる。

（授業料を徴収しない場合）

現行

第六条 県立高等学校の定時制の課程の教科科目または通信制の課程の教科科目の聴講を許可された者は、当該許可の日から十日以内に聴講料を納入しなければならない。

2 県立高等学校の定時制の課程の教科科目または通信制の課程の教科科目を聴講しようとする者は、当該聴講の許可を申請する際に聴講審査料を福井県証紙により納入しなければならない。

（授業料を納入しない場合の措置）

第七条 教育委員会は、県立高等学校の専攻科に在学する者が授業料を納入しない場合にあつては、その者に対して退学を命ずることができる。

（授業料を徴収しない場合）

改正案

現行

第八条 留学または休学の期間が一月の全てにわたる場合は、その月分の授業料は、徴収しない。

第八条 県立高等学校の専攻科に在学する者が、留学し、または休学した場合において、その期間が一月のすべてにわたる場合は、その月分の授業料は、徴収しない。

(転入学等をした者に係る授業料の徴収)

(転入学等をした者に係る授業料の徴収)

第九条 月の中途において県立高等学校以外的高等学校から転入学をした者に係る授業料は、当該転入学をした日の属する月分から徴収する。

第九条 月の中途において県立高等学校の専攻科に転入学をした者に係る授業料は、当該転入学をした日の属する月分から徴収する。

2 月の中途において退学をした者または県立高等学校以外的高等学校へ転学をした者に係る授業料は、当該退学または転学をした日の属する月分まで徴収する。

2 月の中途において県立高等学校の専攻科から退学をした者または県立高等学校以外的高等学校へ転学をした者に係る授業料は、当該退学または転学をした日の属する月分まで徴収する。

(削る)

(入学料の免除)

第十条 知事は、特に必要があると認めるときは、入学料を免除することができる。

(授業料の減免)

(授業料の減免)

第十条 知事は、授業料を納入することが困難であると認めるときその他特に必要があると認めるときは、授業料の全部または一部を免除することができる。

第十一条 知事は、県立高等学校の専攻科に在学する者が授業料を納入することが困難であると認めるときその他特に必要があると認めるときは、授業料の全部または一部を免除することができる。

(入学料の免除)

第十一条 知事は、特に必要があると認めるときは、入学料を免除することができる。

(その他)

(その他)

改正案

第十二条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き福井県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

(福井県立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 福井県立学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十四年福井県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(福井県立高等学校等授業料等徴収条例の一部改正)

2 福井県立高等学校等授業料等徴収条例(昭和四十七年福井県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表専攻科の項を削る。

第三条第一項の表を次のように改める。

区分	入学料	入学審査料
全日制	五、六五〇円	第一次募集の場合 二、二〇〇円
定時制	二、一〇〇円	その他の場合 一、五〇〇円
通信制	五〇〇円	一、五〇〇円

第五条第一項中「または専攻科」を削る。

現行

第十二条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

福井県立高等学校の入学料および授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
福井県立高等学校の入学料および授業料の減免に関する規則（昭和四十七年福井県教育委員会規則第五号の二）

改正案

福井県立高等学校の授業料の減免等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）第十条および第十一条の規定に基づき、授業料の減免および入学料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（削る）

（授業料の減免を受けることができる者）

第二条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定により保護を受けている世帯の生徒
- 二 当該年度の市町村民税が非課税または均等割の世帯の生徒
- 三 父または母の死亡により、授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 四 風水害、火災その他の事由により授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒

（入学料の免除を受けることができる者）

第三条 入学料の免除を受けることができる者は、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒とする。

現行

福井県立高等学校の入学料および授業料の減免に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福井県立高等学校入学料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）第十条および第十一条の規定に基づき、入学料および授業料の全部または一部の免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学料の免除を受けることができる者）

第二条 入学料の免除を受けることができる者は、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒とする。

（授業料の減免を受けることができる者）

第三条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定により保護を受けている世帯の生徒
- 二 当該年度の市町村民税が非課税または均等割の世帯の生徒
- 三 父または母の死亡により、授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 四 風水害、火災その他の事由により授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒

(授業料の減免額)

第四条 授業料の減免額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条第一号、第二号または第三号に該当する者にあつては、授業料の月額全額
- 二 第二条第四号または第五号に該当する者にあつては、教育委員会が適当と認める額

(授業料の減免の期間)

第五条 授業料を減免する期間は、減免を決定した月の属する年度内において教育委員会が定める期間とする。

(減免の申請)

第六条 授業料の減免または入学料の免除を受けようとする者は、様式第一号により在学学校長を経て教育委員会に申請しなければならない。

(減免の決定)

第七条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、減免の可否およびその額を決定し、在学学校長を経てその旨を通知するものとする。

(届出)

第八条 授業料の減免を受けている者は、減免を受ける理由が消滅したときは、様式第二号により、在学学校長を経て教育委員会に届出なければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(授業料の減免額)

第四条 授業料の減免額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第三条第一号、第二号または第三号に該当する者にあつては、授業料の月額全額
- 二 第三条第四号または第五号に該当する者にあつては、教育委員会が適当と認める額

(授業料の減免の期間)

第五条 授業料を減免する期間は、減免を決定した月の属する年度内において教育委員会が定める期間とする。

(減免の申請)

第六条 入学料および授業料の減免を受けようとする者は、様式第一号により在学学校長を経て教育委員会に申請しなければならない。

(減免の決定)

第七条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、減免の可否およびその額を決定し、在学学校長を経てその旨を通知するものとする。

(届出)

第八条 授業料の減免を受けている者は、減免を受ける理由が消滅したときは、様式第二号により、在学学校長を経て教育委員会に届出なければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

改正案

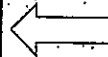
様式第1号(第6条関係)

平成 年 月 日	生徒	学校名	高等学校			
		学科学年等	課程	科	年	
		住所				
	福井県教育委員会様	保護者	氏名			
			住所			
氏名			(印)			
		職業				
授業料減免 (入学料免除) 申請書						
次のとおり授業料の減免(入学料の免除)を受けたいので申請します。						
授業料の減免を受けたい期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
減免(免除)を受けようとする理由(保護者の意見)						
減免(免除)を必要とする理由(学校長の意見)						

現行

様式第1号(第6条関係)

平成 年 月 日	生徒	学校名	高等学校			
		学科学年等	課程	科	年	
		住所				
	福井県教育委員会様	保護者	氏名			
			住所			
氏名			(印)			
		職業				
入学料免除 (授業料減免) 申請書						
次のとおり入学料の免除(授業料の減免)を受けたいので申請します。						
授業料の減免を受けたい期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
免除(減免)を受けようとする理由(保護者の意見)						
免除(減免)を必要とする理由(学校長の意見)						



改正案

平成 年 月 日		様式第2号
福井県教育委員会様		
福井県立	高等学校	課程
	科	学年
氏名	(印)	
授業料減免事由消滅届出		
下記のとおり、授業料等の減免事由が消滅したので、福井県立高等学校授業料の減免等に関する規則第8条の規定に基づき届け出ます。		
記		
1 減免事由消滅事由年月日	年	月 日
2 減免事由の消滅した事実	年	月 日

現行

平成 年 月 日		様式第2号
福井県教育委員会様		
福井県立	高等学校	課程
	科	学年
氏名	(印)	
授業料減免事由消滅届出		
下記のとおり、授業料の減免事由が消滅したので、福井県立高等学校授業料の減免に関する規則第7条の規定に基づき届け出ます。		
記		
1 減免事由消滅事由年月日	年	月 日
2 減免事由の消滅した事実	年	月 日



別紙

[illegible]

第二條の前の見出し中「入学科等」を「授業料等」に改め、同条および第三條を次のように改める。	第二條 県立高等学校の授業料の額は、次のとおりとする。	<table><tr><td>区分</td><td>授業料</td></tr><tr><td>全日制 年額</td><td>一、八〇〇円</td></tr><tr><td>定時制 一教科一単位につき</td><td>一、六二〇円</td></tr><tr><td>専攻科 年額</td><td>二、八〇〇円</td></tr><tr><td>通信制 一教科一単位につき</td><td>三、五〇〇円</td></tr></table>	区分	授業料	全日制 年額	一、八〇〇円	定時制 一教科一単位につき	一、六二〇円	専攻科 年額	二、八〇〇円	通信制 一教科一単位につき	三、五〇〇円	第三條 県立高等学校の入学料および入学審査料の額は、次のとおりとする。	<table><tr><td>区分</td><td>入学料</td><td>入学審査料</td></tr><tr><td>全日制 五、六五〇円</td><td rowspan="4">第一次募集の場合 その他の場合</td><td>二、二〇〇円</td></tr><tr><td>定時制 二、一〇〇円</td><td>一、五〇〇円</td></tr><tr><td>専攻科 五、六五〇円</td><td></td></tr><tr><td>通信制 五〇〇円</td><td>一、五〇〇円</td></tr></table>	区分	入学料	入学審査料	全日制 五、六五〇円	第一次募集の場合 その他の場合	二、二〇〇円	定時制 二、一〇〇円	一、五〇〇円	専攻科 五、六五〇円		通信制 五〇〇円	一、五〇〇円	第二條 県立中学校の入学審査料の額は、二千二百円とする。	第五條の前の見出し中「入学科等」を「授業料等」に改め、同条を次のように改める。	第五條 県立高等学校の全日制の課程または専攻科に在学する者は、授業料の年額の十分の一に相当する額を毎月二十五日（卒
区分	授業料																												
全日制 年額	一、八〇〇円																												
定時制 一教科一単位につき	一、六二〇円																												
専攻科 年額	二、八〇〇円																												
通信制 一教科一単位につき	三、五〇〇円																												
区分	入学料	入学審査料																											
全日制 五、六五〇円	第一次募集の場合 その他の場合	二、二〇〇円																											
定時制 二、一〇〇円		一、五〇〇円																											
専攻科 五、六五〇円																													
通信制 五〇〇円		一、五〇〇円																											

業の日の属する月については当該月の前月の二十五日）までに納入しなければなら	い。	2 県立高等学校の定時制または通信制の課程に在学する者は、前期（四月一日から九月三十日までをいう。）に受講する教科科目に係る授業料にあつては当該授業料の二分の一に相当する額を四月二十五日および七月二十五日までに、後期（十月一日から翌年三月三十一日までをいう。）に受講する教科科目に係る授業料にあつては当該授業料の二分の一に相当する額を十月二十五日および翌年一月二十五日までに納入しなければなら	3 前二項に規定する納入期限が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日、日曜日または土曜日を納入期限とする。	日曜日または土曜日でない日を納入期限とする。
---------------------------------------	----	--	---	------------------------

する。	4 第一項および第二項の規定にかかわらず、県立高等学校に在学する者は、その学年に係る授業料の全部または一部を前納することができ	5 県立高等学校に入学を許可された者は、当該許可の日から十日以内に入学科を福井県証紙により納入しなければならない。	6 県立高等学校または県立中学校の入学者を選抜するための審査を受けようとする者は、入学願書を学校長に提出する際に入学審査料を福井県証紙により納入しなければならない。	第五条の次に次の一条を加える。	第五条の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第十四条第三項の規定により読み替えて適用する同法第七条の規定により知事が同法第五条第一項に規定する受給権者に支給すべき同法第三条第一項の高等学校等就学支
-----	---	---	--	-----------------	---

授金（以下「就学支援金」という。）を当
該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充
てたときは、当該受給権者の授業料のうち
当該就学支援金の支給額に相当する額が前
条第一項から第三項までに規定する納入期
限までに納入されたものとみなす。
第六条中「定時制の課程の教科科目」を「
定時制」に改める。
第七条中「県立高等学校の専攻科に在学す
る者が授業料を納入しない場合にあつては、
その者」を「授業料を納入しない者」に改め
る。
第八条中「県立高等学校の専攻科に在学す
る者が、留学し、または休学した場合におい
て、その期間が一月のすべて」を「留学また
は休学の期間が一月の全て」に改める。
第九条第一項中「の専攻科に」を「以外の
高等学校から」に改め、同条第二項中「県立
高等学校の専攻科から」を削る。
第十条を削る。

第十一條中「県立高等学校の専攻科に在学
する者が」を削り、同条を第十條とし、同条
の次に次の一條を加える。
（入學料の免除）
第十一條 知事は、特に必要があると認める
ときは、入學料を免除することができ。
附 則
（施行期日）
1 この條例は、平成二十六年四月一日から
施行する。
（経過措置）
2 この條例の施行の日前から引き続き福井
県立高等学校に在学する者に係るこの條例
の施行の日以後の授業料の徴収については
、なお従前の例による。
（福井県立学校設置條例の一部を改正する
條例の一部改正）
3 福井県立学校設置條例の一部を改正する
條例（平成二十四年福井県條例第四十六号
）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

福井県立高等学校の入学料および授業料の
減免に関する規則の一部を改正する規則を公
布する。
平成二十六年 月 日
福井県教育委員会
福井県教育委員会規則第 号
福井県立高等学校の入学料および授業
料の減免に関する規則の一部を改正す
る規則
福井県立高等学校の入学料および授業料の
減免に関する規則（昭和四十七年福井県教育
委員会規則第五号の二）の一部を次のように
改正する。
題名を次のように改める。
福井県立高等学校の授業料の減免等に
関する規則
第一条中「福井県立高等学校入学料等徴収
条例」を「福井県立高等学校等授業料等徴収
条例」に、「入学料および授業料の全部また
は一部の免除（以下「減免」という。）を

「授業料の減免および入学料の免除」に改め
る。
第二条を削り、第三条を第二条とし、同条
の次に次の一条を加える。
（入学料の免除を受けることができる者）
第三条 入学料の免除を受けることができる
者は、教育委員会が特に必要と認める世帯
の生徒とする。
第四条第一号中「第三条第一号」を「第二
条第一号」に改め、同条第二号中「第三条第
四号」を「第二条第四号」に改める。
第六条中「入学料および授業料の減免」を
「授業料の減免または入学料の免除」に改め
る。
様式第一号中「殿」を「様」に、「入学料
免除（授業料減免）」を「授業料減免（入学
料免除）」に、「入学料の免除（授業料の減
免）」を「授業料の減免（入学料の免除）」
に、「免除（減免）」を「免除（免除）」に
改める。

[illegible]